



事例で考える教職課程における多様な履修相談対応

2021年8月25日
社会学部教務課 小野 勝士

☆本講習の到達目標



- 法令を理解したうえで正確に不足単位の説明をすることができる。
- 履修相談にあたって必要な情報が掲載されているウェブサイト等を提示することができる。
- 想像力を働かせて履修相談に対応する姿勢を身につけることができる。

本日の進行について

- 1) 本セッションは、本資料等を手元もしくは画面上で閲覧できている状況で進めます。
使用する資料は、このPDFデータ(資料1/3)を中心にしつつ他のPDFファイルも使用しながら進めていきます。
- 2) 「マイクは全員オフ」「カメラはオフ(発言時のみオン)」でご参加ください。この勉強会ではグループワークは行いません。
- 3) 質問はチャット機能を用いて行ってください。

事例



今日(8月25日)、あなたの不在時に電話で次の問い合わせがあったそうです。

「平成11年3月に卒業し、教員免許状を取得したのですが、来年度から新たな教員免許状を科目等履修生として取得したい……」

そして、伝言メモには次のとおり書いてありました。

折り返しの電話をするにあたって話す内容(伝えること、確認したいこと)を挙げてください。

- 1999年3月に文学部歴史学科を卒業。
- 中一種免・社会で教職課程を受けていた。
- これから新たに免許状を取得したいと考えている。

パターン1: 不足単位の履修による取得



別表1による取得

大学側: ○○様は、在学時に社会の教職課程を受けていたということですが、社会の免許状は取得されましたでしょうか？

卒業生: いえ。取得にはいたりませんでした。

大学側: この場合、改めて単位を修得し直す必要があります。○○様の場合、途中まで履修されていたということですので在学時の単位で生かすことができる場合があります。ただ、当時適用されていた免許法から改正があり、これから免許状を取得する場合は、改めて現在の法令に基づいて必要な単位を修得することになります。まずは新法にどのくらい読み替え可能で、不足単位がどれくらいあるのかを確認するために教員免許状取得用の単位修得証明書である「学力に関する証明書」をご請求ください。それに基づいて不足単位の確認をしましょう。

⇒旧法以前の免許法で単位修得した方への対応については新法に読み替えた証明書を発行するというのが1つの山になる。

免許状を取得したいという問い合わせがあった時に頭に思い浮かべること

★免許状取得の大原則

- ①現行法(新法)の基準で取得する。
- ②現行法より前の法(旧法、旧々法等)のもとで既修得単位がある場合は現行法の単位として読み替え可能な単位は読み替えて不足単位を修得する。

相談者がどの免許法で修得経験があるのかを把握

パターン2: 同一学校種他教科の免許状取得



別表4による取得

大学側: ○○様は、在学時に社会の教職課程を受けていたということですが、社会の免許状は取得されましたでしょうか？

卒業生: はい。取得しました。

大学側: すでに免許状をお持ちですので、そうした方については、中学校あれば28単位の修得で取得可能な方法があります。ただし、この方法は大学での単位修得以外に教育職員検定というものがあり、それに合格して初めて免許状を取得することができます。その教育職員検定については各都道府県で若干方法が異なりますので、申請しようとする都道府県教育委員会にお問い合わせいただければと思います。

【非現職の場合】

すでにお手持ちの免許状は現在休眠状態であり、教壇に立つためには免許状更新講習を受講し、修了する必要があります。

大学側:何の免許を取得しようとされておられますか?

卒業生:小学校です。

大学側:教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について証明できる単位は修得済として扱えますが、それ以外は1から取り直すことになります。

大学側:何の免許を取得しようとされておられますか?

卒業生:小学校です。

大学側:教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について証明できる単位は修得済として扱えますが、教職に関する科目については一部流用という形で使用できます。中学校一種免許状の社会の学力に関する証明書を発行して不足単位の指導を先方の大学で履修してください。

■他校種の免許状を取得する場合

1つでも免許状を所持しているか、または所要資格を得ているかによって指導が変わる。

- ・免許状を所持している場合 → 流用規定の適用
- ・免許状を所持していない場合 → 66条の6のみ使用、それ以外は取り直し。

■小一種の課程認定大学を探したいという場合の情報提供

- ①基本は新法で取り直す。
- ②1つでも免許状を取得している場合の特典
 - ・66条の6は修得したものとみなされる。
 - ・教職に関する科目については流用が効く
 - ・中高の免許状所持者で他教科を取得する場合は別表4という方法もある。
 - ・中学校の免許状所持者であれば他の教科や小学校の免許状取得にあたって介護等体験は不要。
- ③未完成に至った場合での取り直しの特典
 - ・読み替え可能な単位は読み替えることができる。
 - ・中高の教職に関する科目については教科の指導法を除き、他教科の申請に使用できる。
 - ・66条の6は修得した分を活かせる。

自大学にない課程についてどこまで説明するか

- ・中高の免許状所持者が他教科免の取得という事例の場合、自大学にも中高の課程があるので一定程度の説明ができる。
- ・小学校の免許状を取得したい等、自大学にない免許状のことを尋ねられた場合は、取得しようとする大学において説明いただくことになる。
- ・一番してはいけないことは先に教育委員会に行かせることである。教員としての実務経験や教育職員検定による取得を考えている場合は、単位修得以外の要素が絡むためその部分については教育委員会を尋ねるよう指導する。

